（電気事業会計規則の一部改正）

**第二条**　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改正後

**別表第1**（第3条関係）

⑵　流　動　資　産

| 科　目 | 項 | 備　考 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 雑流動資産 | ［略］ | ［略］ |
| | リース投資資産 | ［略］ |
| | 非化石証書 | 非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得額を整理する。 |
| | 雑口 | ［略］ |

⑽　営　業　費　用

| 科　目 | 項 | 備　考 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 他社購入電力料 | | 地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いものは、「他社購入電源費」に整理することができる。 |
| | 他社購入電源費 | ［略］ |
| | 他社購入送電費 | ［略］ |
| | 非化石証書購入費 | 事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書に関する費用を整理する。 |
| 送電費 | ［略］ | ［略］ |

## 改正前

**別表第1**（第3条関係）

⑵　流　動　資　産

| 科　目 | 項 | 備　考 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 雑流動資産 | ［略］ | ［略］ |
| | リース投資資産 | ［略］ |
| | ［新設］ | ［新設］ |
| | 雑口 | ［略］ |

⑽　営　業　費　用

| 科　目 | 項 | 備　考 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 他社購入電力料 | | 地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いものは、「他社購入電源費」に整理することができる。 |
| | 他社購入電源費 | ［略］ |
| | 他社購入送電費 | ［略］ |
| | ［新設］ | ［新設］ |
| 送電費 | ［略］ | ［略］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。